

『特別契約社員の雇用に関する協約』案について申し入れる！

会社は6月27日、『特別契約社員の雇用に関する協約』の締結について、内容の提案を行いました。JR東海労はこれまで組合員が特別契約社員として雇用されていることから、会社に対して特別契約社員の雇用に関する協約の締結を求めています。しかし、今回提案された『特別契約社員の雇用に関する協約』案は、社員、専任社員に比べ劣っているため、以下の内容について団体交渉を開催することを申し入れました。

- 1. 第6章「賃金」第24条では「特別契約社員の基本給額は、本人の経歴及び他との均衡を考慮して、会社が定める。」としているが、基本給額を明示できない理由を明らかにすると共に、基本給額を協約に明示すること。**
- 2. 第26条（期末手当）第1項第1号で「基準日前1箇月以内に雇用契約の終了となる場合は、当該期末手当を支給しない。」としているが、「基準日前1箇月以内に雇用契約の終了となる者に対して支給する。」とすること。**
- 3. 会社は、特別契約社員の「労組控除（チェックオフ）」について、システム上控除することができないとし、システムの改修を行う予定もないとしているが、社員および専任社員と同様に特別契約社員についても「労組控除（チェックオフ）」ができるようにすること。**